

2023年7月7日（金）

EIPS 事務局

【EIPS からの情報提供 Vol.66】

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発。FS 利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しを実施。

直近では、令和5年10月1日から、輸入申告時に記載を求めている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」が関税法施行令上の輸入申告項目に追加。

また、税関事務管理人の届出項目に「届出者と税関事務管理人との関係」等が追加されるとともに、税関事務管理人との委任契約関係書類を添付することが必要。

※制度見直しの具体的な内容については、以下の参考資料をご確認ください。

（令和5年7月 財務省・税関）

（参考資料）

- ・ [輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて【リーフレット】](#)
- ・ [輸入申告者の意義の明確化に関する事例集](#)
- ・ [税関事務管理人届出書（税関様式）の改正について](#)